

紙による買受見積書等の提出方法について

(参考)

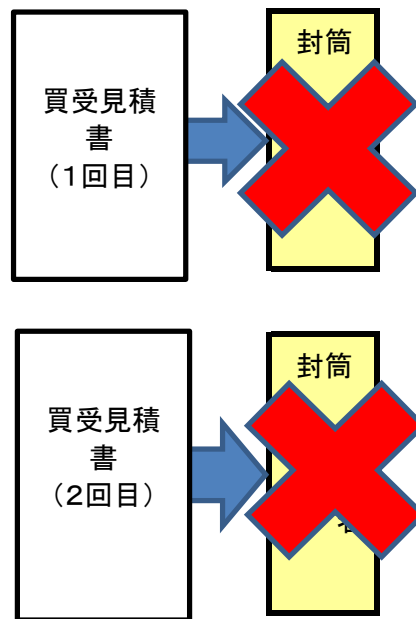
- 1 見積合せ日 令和7年10月31日(金)
- 2 買受見積書は、別紙「政府所有外国産米穀(加工原材料用又は繊維製品染色糊製造用)に係る買受見積書(様式2)」による。
- 3 買受見積書等の提出は次によるものとする。

初度の買受見積書には「1回」と、再度見積の買受見積書には「2回」以下、最高「10回」と回数がわかるよう記載し、個々の封筒に封かんしないで提出するものとする(買受見積書の提出は10回(枚)まで可能)。

※11回目以降は買受見積書10枚ずつFAXで送付願います。(FAX番号:03-6744-1391)

【提出方法のイメージ】

買受見積書(別紙2) **押印不要**



おもて	うら
〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 農林水産省 農産局農産政策部 貿易業務課 契約第1班 宛 「政府所有米穀(加工原材料用 又は染色糊用)の買受見積」在中	 〇〇〇-〇〇〇〇 住所 買受者名 (担当者名)

- ② 買受見積書等の提出場所及び受付締切日時
- ア 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班
(〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1)
- イ 郵送による場合: 令和7年10月30日(木)17時00分まで(必着)
持参する場合: 令和7年10月31日(金)13時00分まで
- なお、郵送の場合は簡易書留や特定記録等、記録が残る方法により送付すること。

・・・10枚(回)までを一まとめにして提出は可能
小封筒への封かんは不要です。